

推薦を受ける者又は応募する者						推薦をする者							推薦又は応募の理由	
氏名	職業	年齢	性別	経歴	漁業経営の状況	法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別	氏名又は名称	職業又は目的	年齢	性別	代表者又は管理人の氏名	構成員の数(人)		構成員たる資格等
中西茂広	漁業	68	男	昭和49年4月 呉淀川製鋼所 入社 昭和52年9月 魚類養殖に従事 昭和53年1月 北浦漁業協同組合 正組員 昭和61年4月 魚類養殖継承 平成14年5月 中核的漁業者協業体(北浦養殖マサバ協業体)組織 平成16年3月 北浦漁業協同組合 理事 3期(9年) 平成17年3月 ひむか本サバとして県より認証される 令和元年9月 北浦漁業協同組合 組員資格審査委員 令和3年4月 北浦漁業協同組合 組員資格審査委員長	養殖業	該当	北浦漁業協同組合	水協法に基づく団体	-	-	宇戸田定信	353	法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者	47年間、魚類養殖に従事しており、漁業の現場に精通している。協業体設立のリーダーシップをとり調整能力に優れ、地元漁業者からの人望が厚い。漁協の理事を9年間、又現在も組員資格審査委員長として指導的な立場にある。以上のことから漁業調整委員として推薦する。
清田幸一郎	漁業	66	男	昭和51年4月 有限会社春日丸 入社 平成16年3月 島浦町漁業協同組合理事就任 令和4年3月 島浦町漁業協同組合理事退任	まさ網漁業	該当	島浦町漁業協同組合	水協法に基づく団体	-	-	岩田未幸	180	法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者	40年以上、まさ網漁業に従事しており漁業の現場に精通し、また、漁協の理事を6期され指導力に優れている。以上のことから、漁業調整委員として推薦する。
淡島清武	漁業	63	男	昭和54年4月 旧富島漁協(現日向市漁協)に就職 昭和60年9月 漁業に従事。第三淡島丸に乗船 平成元年3月 旧富島漁協の正組員となる 平成19年10月 独立し優希丸を経営	小型延縄漁業 まぐる延縄漁業	該当	日向市漁業協同組合	水協法に基づく団体	-	-	是澤喜幸	203	法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者	漁業者として、長年にわたり漁業に従事し組合に貢献。また、漁協職員の経験もあり地域漁業者からの信頼も厚く、これまでの経験と実績から適任であると判断し推薦致しました。
和田正昭	漁業	54	男	昭和63年4月 庵川漁業協同組合に所属 家業の漁業に従事	小型定置網漁業 養殖業	該当	庵川漁業協同組合	水協法に基づく団体	-	-	和田吉一	64	法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者	被推薦者は高校卒業以来、家業である漁業に従事し、平成19年には庵川漁協の監事に就任、今日まで延べ35年余にわたり当地区漁業の発展に自他共に尽力してきた。よって当地域漁業の沿革、様態については造詣が深く委員に相応しく推薦するものである。
							門川漁業協同組合	水協法に基づく団体	-	-	黒木 巧	35	法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者	
一政伸壽	漁業	61	男	昭和53年4月 漁業就業 平成11年6月 川南町漁業協同組合監事 平成23年3月 川南町漁業協同組合理事	延縄漁業	該当	川南町漁業協同組合	水協法に基づく団体	-	-	俵 伸二	180	法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者	一政氏は、昭和53年から現在に至るまで漁業(延縄漁業)に従事し地域漁業の実態に精通するとともに、平成11年から平成23年まで当組合協監事、平成23年から現在に至るまで当組合の理事、平成24年から現在に至るまで宮崎海区漁業調整委員を務めるなど、長年にわたり地域の漁業調整に深く関わる役職を経験してきた。地域の漁業者や漁業関係者からの信頼も厚いことから、地域の漁業者を代表する者として、引き続き宮崎海区漁業調整委員の職務を全うできると考えられるため。
星倉史和	漁業	59	男	昭和58年5月 (有)山信鋼業入社 平成11年8月 漁徳丸乗組員 平成24年9月 漁徳丸船主 令和2年6月 宮崎市漁協理事に就任	磯建網漁業 刺網漁業	該当	宮崎漁業協同組合	水協法に基づく団体	-	-	松岡勝志	59	法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者	平成11年より、漁師を始め、水揚等で組合に多大な貢献をし、令和2年より組合の理事に任命され、令和5年より筆頭理事として組合運営に対して積極的に協力を行っている。以上のことから宮崎海区漁業調整委員に推薦いたします。
							宮崎市漁業協同組合	水協法に基づく団体	-	-	矢部廣一	44	法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者	

推薦を受ける者又は応募する者						推薦をする者							推薦又は応募の理由	
氏名	職業	年齢	性別	経歴	漁業経営の状況	法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別	氏名又は名称	職業又は目的	年齢	性別	代表者又は管理人の氏名	構成員の数(人)		構成員たる資格等
関屋 正	漁業	62	男	昭和60年4月 父が経営する正丸に乗船し磯建網漁業に従事 昭和63年6月 第5正福丸にて磯建網漁業を経営 平成20年3月 日南市漁業協同組合の理事に就任 平成24年8月 宮崎海区漁業調整委員に就任 平成26年8月 株式会社関屋水産設立、代表取締役就任	磯建網漁業	該当	日南市漁業協同組合	水協法に基づく団体	-	-	福田繁男	119	法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者	昭和60年より磯建網漁業に従事し、豊富な知識と経験を有するとともに、当漁協にて理事を務めるなど、当漁協組合員の中心的存在として活躍されている。また後継者の育成にも尽力され本県水産業の発展に高い意欲を持たれていることから、適任である。
浅野貴浩	漁業	62	男	昭和55年4月 第18清龍丸へ甲板員として乗船 昭和56年4月 第5清龍丸へ甲板員として乗船 平成2年2月 (有)浅野水産 第5清龍丸 船長 平成5年2月 (有)浅野水産 第5清龍丸 漁労長 平成20年1月 (有)浅野水産 取締役 就任 平成26年1月 (有)浅野水産 代表取締役 就任	かつお一本釣漁業	該当	外浦漁業協同組合	水協法に基づく団体	-	-	小玉秀明	80	法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者	当該漁業者は、南郷町目井津地区にて、かつお一本釣漁業を営んでおり漁業後継者の育成や漁村活性化の取組等に対して真摯に取り組んでいます。また、経営の合理化・多角化を検討しており新たな漁具、設備投資を行う等、経営努力に惜しみなく力を注ぐ先進的、模範的漁業者である。
							南郷漁業協同組合	水協法に基づく団体	-	-	元浦 亮	183	法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者	
							栄松漁業協同組合	水協法に基づく団体	-	-	嶋田裕之	24	法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者	
吉野志朗	漁業	63	男	昭和53年9月 (有)轟水産入社 平成14年12月 (有)轟水産退社 平成15年1月 福吉丸にて漁業従事 平成15年5月 流し網・磯建網・特別採捕(モジャコ漁)を操業 令和2年6月 串間市漁協理事就任 令和5年6月 串間市漁協代表理事組合長就任 令和5年10月 宮崎県共済組合 理事就任 令和5年10月 宮崎県JF共済推進本部 運営委員就任 令和6年4月 (一財)宮崎県水産振興協会 理事就任	磯建網漁業 流し網漁業	該当	串間市漁業協同組合	水協法に基づく団体	-	-	吉野志朗	69	法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者	昭和53年から小型まぐろ延縄漁業に従事し、平成15年には漁船を購入し磯建網漁業、流し網漁業を営んでいる。令和2年には串間市漁協の理事に就任し、令和5年には代表理事組合長に就任し、串間市漁業協同組合のリーダーとして、水産業を牽引し更に発展させるため、日々精進している。
							串間市東漁業協同組合	水協法に基づく団体	-	-	門田國光	76	法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者	
吉田照豊	大学教員	63	男	昭和62年5月 大分県漁業公社 平成3年4月 宮崎大学農学部助手 平成7年 宮崎大学農学部准教授 平成24年4月 宮崎大学農学部教授	-	非該当	-	-	-	-	-	-	平成20年8月より、現在まで宮崎海区漁業調整委員を務めてきた。また、令和3年より宮崎海区漁業調整委員会会長を務めた。そのため、海区漁業調整委員会の業務の内容について熟知していると共に、改訂漁業法の内容も承知している。	
出山 実	大学教員	42	男	平成18年4月 NPO法人企業社会責任フォーラム研究員 平成19年4月 麗澤大学国際経済学部非常勤講師 平成20年4月 情報科学専門学校非常勤講師 平成21年4月 宮崎産業経営大学経営学部専任講師 平成27年4月 宮崎産業経営大学准教授	-	非該当	-	-	-	-	-	-	漁業の在り方は持続可能性問題の中心的な課題であると考えています。これまで漁業調整委員を担当してきて、資源の維持などでの「海の豊かさを守ろう(SDGs目標14)」の実現と、漁業者の暮らしをより豊かにしていくための漁業の在り方を、いかに両立するのかを常に意識しながら努めてきました。一次産業を取り巻く経済状態の厳しさが増す中において、今後とも海と漁業者、消費者、地域コミュニティの持続可能な関係をどのように維持・発展していくのかを注視したいと思い、この度応募いたしました。委員選定された場合は、中立委員として、毎回の委員会での議論が持続可能性のバランスの中にあるのか、そして多くのステークホルダーのウェルビーイングを高めることができる解が導き出せているのかを意識しながら参加していきたいと考えております。	

推薦を受ける者又は応募する者						推薦をする者							推薦又は応募の理由	
氏名	職業	年齢	性別	経歴	漁業経営の状況	法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別	氏名又は名称	職業又は目的	年齢	性別	代表者又は管理人の氏名	構成員の数(人)		構成員たる資格等
田中竜介	大学教員	54	男	平成9年10月 独立行政法人水産大学校助手 平成14年3月 農学博士(九州大学) 平成17年1月 独立行政法人水産大学校講師 平成22年4月 独立行政法人水産大学校准教授 平成25年2月 宮崎大学農学部海洋生物環境学科准教授 平成29年4月 宮崎大学農学部海洋生物環境学科教授 平成30年4月 宮崎大学農学部海洋生物環境学科長 令和2年4月 宮崎大学農学工学総合研究科生物機能応用科学専攻長 令和6年4月 宮崎大学農学部海洋生物環境学科長	-	非該当	-	-	-	-	-	-	-	本委員会への応募理由として、これまでの水産業に関わる研究を通じて、日本、特に地域の漁業は停滞傾向であることを感じており、水産行政を支援する形として水産業の発展に貢献したいと考えている。改正漁業法のもと漁獲可能量による漁業資源の管理と漁獲割当てが設定され、これに基づき新しい漁業許可制度と漁業権制度が施行されている。本委員会は、改正法に基づき漁場計画の策定、漁業権の免許、漁業者への漁獲量の調整や制限など、資源管理に関する計画の策定等について、知事の諮問機関として、調査審議を行う委員会と認識している。委員会は、漁業者代表を中心とした組織であるが、持続可能な漁業の構築と水産業を基盤とした地域社会振興を目指す観点から、学識経験者として本県の水産業に関わる諸問題に関して適切な判断と新たな提言を行っていくとも考えている。また令和3年4月より本委員会の学識委員として携わっており、引き続き本委員会を通じて本県の水産行政に貢献したいと考えている。
成原淳一	無職	66	男	昭和57年4月 宮崎県庁入庁(農政水産部) 平成21年4月 漁政課漁業調整監 平成23年4月 水産政策課長 平成27年4月 農政水産部水産担当次長 平成29年3月 同、定年退職 平成29年4月 宮崎県漁業協同組合連合会参与就任 平成29年6月 同常務理事就任 令和3年4月 同常務理事辞任	-	非該当	-	-	-	-	-	-	-	本県の水産業者数の減少と高齢化、経営体数の減少は未だ進行しており、本県漁業にとって厳しい状況が続いている。資源の問題は相当に長期的な課題であり、他に多くの要因が関係しているためこの問題の解決は容易ではない。今できることは、現状の資源状況で、減少する漁業者や経営体の数に見合わずとも、新規参入あるいは承継できる余地を拡大していくことであろう。このためには、資源状況を踏まえた上で漁場利用の現状において、いわゆる水面の総合利用が果たされているかを検証しつづけることが大事である。このような認識から、微力ながら、自らの経験を活かし海区委員会委員として活動することで、本県の水産業の振興に貢献できればと考え、応募した次第である。
田原 健	無職	67	男	昭和56年4月 宮崎県庁入庁(水産試験場延岡分場・栽培漁業センター) 平成5年4月 水産庁沿岸課調整指導係長 平成14年4月 (財)宮崎県栽培漁業協会事務局長 平成20年4月 宮崎県立高等水産研修所長 平成23年4月 宮崎県水産試験場副場長(技術) 平成26年4月 宮崎県水産政策課漁業資源管理室長 平成27年4月 宮崎県漁村振興課長 平成28年4月 宮崎県水産政策課長 平成29年4月 宮崎県水産試験場長 平成30年4月 (一財)宮崎県水産振興協会常務理事 令和3年4月 宮崎海区漁業調整委員会委員就任 令和4年3月 (一財)宮崎県水産振興協会退職	-	非該当	-	-	-	-	-	-	-	水産業は組合員の減少や高齢化、産地市場や系統組織の衰退等構造的な問題に加え、地球温暖化による漁場環境の変化とそれに伴う資源の悪化等多くの困難な課題に直面している。このような中で、これらの課題に適切、且つ総合的に対処することが重要であるが、当面の問題として、現状の中で如何に海面の有効利用や漁業の生産性を維持・向上させるかが重要であることから、これまでの経験を基に漁場利用の効率化や資源の有効利用に資するといった視点で、漁業調整委員会の役割の一端を担えればと考えている。
島村幸広	アパート経営	61	男	昭和61年4月 宮崎市役所総務部職員課 採用 平成20年4月 宮崎市農政部農政企画課 担い手対策係長 平成24年4月 宮崎市農政部農工商連携室 室長補佐 平成29年4月 宮崎市農政部農業振興課長 平成31年4月 宮崎市農政部長 令和6年3月 宮崎市農政部長 退職	-	非該当	-	-	-	-	-	-	-	本県水産業は、海洋環境の変化等による生産量の減少や漁業従業者数の減少等、様々な課題があると認識している。この様な中、漁業法の趣旨である漁業生産力の発展や、持続可能な漁業の実現のため、水産資源の適切な管理・保存や漁場利用に関する紛争の防止などの責務が行政機関に求められている。海区漁業調整委員会は、水産行政が行う資源管理や紛争防止などにおいて、重要な役割を担っていることから、中立委員として参画し水産業が抱える課題解決に尽力したいと考え応募した。